

## 民生文教常任委員会

1 開 議 令和2年9月14日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第87号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 議案第88号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第89号 議案第89号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 民生文教常任委員会名簿

委員長	大豆生田	春	美	出席	
副委員長	高	崎	和	夫	出席
委員	秋	山	幸	子	出席
	鈴	木		隆	出席
	深	澤	正	夫	出席
	菊	池	久	光	出席
	君	島	孝	明	出席

当局	保健福祉部長	村	越	雄	二	出席
	保育課長	遅	沢	典	子	出席

事務局	植	竹		広	出席
-----	---	---	--	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（大豆生田春美君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、保育課長であります。

◎議案第87号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第87号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第87号になりますが、担当の保育課長が出席しておりますので、保育課長のほうから説明のほうをさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 保育課、遅沢でございます。よろしくお願いいたします。

議案第87号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。資料は80ページからでございます。84ページの議案書補助資料も併せて御覧願います。

本条例は、厚生労働省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき制定をしております。この基準が一部改正されましたので、この基準を引用しております本市の条例につきましても、一部改正を行うものであります。

改正の趣旨であります。家庭的保育事業者等による保育は、ゼロ歳から2歳まででありまして、その保育の提供の終了後におきましても、満3歳以上の児童に対しては必要な教育・保育を継続的に提供するために、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならないとされております。施設の確保が著しく困難であって、家庭保育事業者等が必要な支援を行うことができると市町村が認めるときは、連携施設を確保しないことができるとされ、その経過措置が延長されます。また、企業主導型保育事業、地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設をも卒園後の受皿として確保できるとするものであります。

さらに、保育所型事業所内保育事業につきましては、定員が20人以上で保育士の配置等の基準が認可保

育所と同一で同等であり、3歳児以上を受け入れている場合には、連携施設の確保を不要とするものであります。

また、食事の提供におきまして、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業等につきましては、自園調理を行わなければならないとされておりますが、平成27年4月1日から5年間は、自園調理により行わなくてよいとされていた猶予期間を10年間に延長するものであります。

新旧対照表によりご説明申し上げます。85ページを御覧ください。91ページの条例改正趣旨も併せて御覧願います。第5条は、家庭的保育事業者等の一般原則であります。第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」と改正いたします。

第6条は、保育所等との連携についての規定であります。第1項中「保育所をいう」の後に「。以下同じ。」を追加し、「幼稚園をいう」の後に「。以下同じ。」を追加し、「認定こども園をいう」の後に、「。以下同じ。」を追加いたします。第2号中「保育をいう」の後に「。以下、この条において同じ。」を加えます。

さらに、連携施設の確保業務を緩和する規定を、第2項、第3項、第4項、第5項としまして追加いたします。

次に、88ページに参りまして、第16条は、食事の提供の特例であります。食事の提供に係る搬入施設の範囲の基準を拡大する規定を第1項第4号として追加いたします。

89ページに参りまして、第22条中、平仮名の「すべて」を漢字の「全て」に改めます。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めます。

第37条は、居宅訪問型保育事業が提供する保育の規定であります。第4号中「従事する場合」の次に「または保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加いたします。

90ページに参りまして、第45条は、連携施設に関する特例の規定であります。「第6条」を「第6条第1項第1号」と改正いたします。また、連携施設の確保の基準を緩和する第2項の規定を追加いたします。

次に、附則第2条は、食事の提供の経過措置であります。自園調理の特例を延長する第2項の規定を追加いたします。

82ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条第2項の規定は、令和2年3月31日から施行するといたします。

以上で大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 先ほど説明ございましたように、企業指導型保育事業であるとか認可外の保育施設、こういったものから連携施設を確保できると、そういったことになるわけでございますけれども、新規に参入が見込むことができる数というのは何か把握されてますでしょうか。想定される。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 市内の小規模保育施設等につきましては、全て連携施設がもう既に決まっておりますので、多分大田原では現状のままになるかと思われれます。新規参入を予定している、そういった企業主導型保育とか、今のところそういった動きはありません。以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 現状の連携施設の数分かれば教えてください。

（「1つずつ違う」と言う人あり）

○委員（鈴木 隆君） 概数で結構です、大体で。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） その小規模保育施設により1つとか2つとかあるものですから、最低1つずつは連携施設を確保しております、市内に小規模保育施設、家庭的保育事業の中で大田原市内にあるのは小規模保育施設だけなのですけれども、市内に6園ございます。それぞれに1つ以上の研究施設を持っております。

ひかり幼稚園さんのグループの場合は、グループに複数の認定こども園とか保育園があるものですから、2施設ぐらい持っておりますが、大体は1施設ずつ連携施設を確保しております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 自園調理への移行ということで10年間延長ということなのですけれども、今現状どうなっているか教えていただけませんか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 大田原市内の小規模保育施設、先ほど6施設あると申し上げましたが、その中で自園調理を行っていない施設が1か所ございます。そちらは大田原のベリーズ保育園さん、キャリアコーチさんで運営しているベリーズ保育園さんなのですが、そちらは那須野のベリーズ保育園、キャリアコーチ連携、同じ事業所が行っている西那須野のベリーズ保育園から搬入するという形を行っております。そのほかの小規模保育施設は全て自園調理を行っております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君）

菊池委員。

○委員（菊池久光君） 1点お聞きします。企業主導型保育事業に係る施設と、あと地方自治体が運営支援等を行っている保育施設等の数はそれぞれ幾つあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 企業主導型保育施設は市内に1つです。1施設ございます。キッズルームアシモさんという、加治屋にあるのですけれども、そちらが1施設で、そちらも自園調理を行っております。それでよろしいでしたっけ。

○委員長（大豆生田春美君） 地方自治体の運営支援というほうの保育施設はお幾つですかというのは。

○保育課長（遅沢典子君） 地方自治体の運営支援は、認可外保育所という形ですか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 市内に認可外保育施設はありません。あとは事業所内保育施設なのですが、そちらは認可施設ということになっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（発言する人なし）

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第87号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第88号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 続きまして、日程第2、議案第88号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましてもさきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第88号につきましても、担当の保育課長が同席しておりますので、課長のほうから説明のほうさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） それでは、議案第88号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。資料は92ページからでございます。101ページの議案書補助資料も併せて御覧願います。

本条例につきましては、昨年10月1日からの幼児教育・保育の無償化制度の開始に伴いまして、昨年度の9月定例市議会におきまして一部改正をさせていただきましたが、改正が行われなかった箇所及び新たに改正する箇所が生じたので、本議会におきまして再度改正するものであります。

改正の内容につきましては、文言の訂正及び言い換え等によるものがほとんどでありまして、そのほかには支給認定証が保護者の申請に基づき交付されるように改められたこと、家庭的保育事業等における3歳以

降の保育を行う連携施設の確保義務が緩和されたこと、特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の基準の読替えによる条文の整理、特別利用地域型保育・特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えによる条文の整理などであります。

また、第2章、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の第53条から第61条につきましては、昨年度、無償化の制度開始に合わせて規定を追加いたしました。これらにつきましては内閣府令に規定されている事項であることから、市町村の条例に規定する必要がないということが分かりましたので、今回この部分を削除するものでございます。

新旧対照表でご説明申し上げます。102ページを御覧ください。128ページからの条例改正趣旨も併せて御覧願います。

まず、条例の題名を大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と改正をいたします。本条例の名称につきましては、昨年度、第2章を追加した際に、特定地域型保育事業の後に、「並びに特定子供子育て支援施設等の」を加え改正をいたしました。今般、この第2章を削除いたしますので、題名を元の名称に戻すものであります。

次に、目次につきましても、現在の条例の第2章を削除することから、対照表のように改正をいたします。

全文を通しまして、文言の言い換え及び訂正をする箇所がございますが、改正箇所が多いために文言の改正等につきましては、説明を省略し、その他の主な改正につきましてご説明申し上げます。

105ページを御覧ください。第8条につきましては、支給認定証は、保護者の申請に基づき交付されることと改められたために、改正をいたします。第13条第1項第2項及び第14条第1項の規定につきましては、特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の利用者負担額の基準であります。第35条及び第36条において定めることとするために、改正をいたします。

また、第13条第1項におきましては、無償化に伴い利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満の保育認定子供に係る教育・保育給付認定保護者に限定するという改正をしております。

110ページを御覧願います。第35条第3項及び第36条第3項の改正は、先ほどの第13条第1項、第2項及び第14条第1項に定められておりました特別利用保育・特別利用教育を提供する場合の利用者負担額の基準の規定を追加する改正であります。

115ページを御覧願います。第42条第2項、第3項、第4項、第5項及び第8項の規定につきましては、特定教育・保育施設等との連携についての規定であります。特定地域型保育事業については、3歳以降の子供について必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、認定こども園、幼稚園または保育所の連携施設を確保しなければならないとされておりますが、この連携施設の確保義務を緩和する内容の改正でありまして、先ほどご議決いただきました、見ていただきました条例の件の改正でございます。

117ページを御覧ください。第43条第1項及び第2項の規定につきましては、第51条第3項において、特別利用地域型保育についての基準を、第52条第3項において特定利用地域型保育についての基準を定めるように改正するものであります。特別利用地域型保育の対象は1号認定子供であり、利用者負担額が生じないことから、利用者負担額を支払う対象から1号認定子供の保護者を除くものであります。また、特定利用地域型保育の対象は2号認定子供であり、特定満3歳以上保育認定子供を除き、利用者負担額が生じ

ないことから、利用者負担額を支払う対象から2号認定子供の保護者を除くものであります。

120ページを御覧願います。第51条第3項及び第52条第3項におきまして、第43条第1項及び第2項において定められておりました特別利用地域型保育の基準及び特定利用地域型保育の基準を規定するものであります。

122ページを御覧願います。第53条から第61条につきましては、昨年度の無償化制度の開始に合わせて改正したものでありますが、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準につきましては、内閣府令において定めておりますので、地区町村の条例に定める必要がないことから、全て削除するものであります。

125ページを御覧ください。附則第2条第1項は、第13条第1項及び第2項の改正に伴い、特定保育所に関する特例の規定を整理するための改正であります。

次の附則第3条は、施設型給付費等に関する経過措置の規定であります。幼児教育保育の無償化によりまして、1号認定子供に係る利用者負担額が一律にゼロ円となることから、第13条第1項及び第43条第1項の規定により、利用者負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子供の保護者を除くことになり、利用者負担額の根拠規定に関する読替が不要となるために削除するものであります。

100ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で大田原市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） この基準の改正ということですが、対象施設、これは改めて基準の確認という作業をされるのでしょうか。運用のところちょっとどういうふうにも、基準が変わるわけですが、その基準に合致しているかどうかというところ。この確認ということなのですが、改めて何か行うような形になるのか、教えてください。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 特段そういった確認はしなくて大丈夫だと考えております。変わるものは特段ございません。

○委員長（大豆生田春美君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） それから、2点目なのですが、今回、内閣府令のほうを直接適用すると、そういったことで削除するというふうに理解したところですが、これは削除されますけれども、直接適用はされるということで、実際事業者さんにはその基準に従っていただくというそういう運用はされるということよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） そのように考えております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより意見を行います。



(発言する人なし)

○委員長（大豆生田春美君） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第88号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号 大田原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第89号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（大豆生田春美君） 次に、日程第3、議案第89号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（村越雄二君） 議案第89号につきましても、所管であります保育課長が出席しておりますので、課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） それでは、議案第89号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。資料は130ページからでございます。132ページの議案書補助資料も併せて御覧願います。

令和2年3月4日付で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されまして、令和2年4月1日から児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されましたことに伴いまして、本市の条例の一部を改正するものであります。

この基準省令におきまして、放課後児童支援員につきましては、保育士の資格を有する者など基準省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならないと規定しております。

今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、設備運営基準第10条第3項を改正し、都道府県知事、指定都市の長に加え中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなりました。

新旧対照表によりご説明申し上げます。133ページを御覧ください。第10条は、放課後児童クラブの職員について規定しております。第3項の指定都市の後に「もしくは同法第252条の22第1項の中核市」を加え

ます。なお、中核市とは、政令で指定する人口20万人以上の市でありまして、平成31年4月1日現在、全国に58市ありまして、栃木県におきましては宇都宮市が該当いたします。

131ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上で大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大豆生田春美君） 説明が終わりましたので質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子君） これは、基準を定める条例の一部を改正するということなのですが、中核市というところについては人口20万人以上で宇都宮市とわかるのですが、指定都市の中に大田原市が入るのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 指定都市といいますのは、政令で指定する人口50万人以上の都市ということなので、栃木県内にはございません。横浜市とか川崎市とか、関東地方の大きな都市は該当しますが、県内にはございません。

○委員長（大豆生田春美君） 秋山委員。

○委員（秋山幸子君） それで、条例の一部を改正する、大田原において改正するということは、大田原市はどこに入るのでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 本市は中核市でもないし指定都市でもありませんが、栃木県におきましては宇都宮市が該当することを先ほどご説明申し上げました。また、県外の他の中核市においても研修を受けた者が大田原市の放課後児童クラブの支援員になることも考えられますので、大田原市は該当しないのですが、本市の条例を改正しておく必要があるということになるので、今回改正をいたしました。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） 私のほうから2点お聞きします。

まず、この資格研修の内容について教えていただきたいのと、あとは受けるための要件というか、条件がありましたら併せてお聞きしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） 内容につきましてはちょっと詳しく存じ上げていないので、危険から子供たちを守るとか、そういった内容、どのような配慮をしていけばいいとか、あとは具体的な保育の方法とかそういうものになるかとは思いますが、募集は、市町村に募集が参りまして、それを各放課後児童クラブのほうに希望を募って、研修を受けていない人、それから受けてから何年かたっている人を上げていただいて、それを報告するというようになっております。

以上です。

○委員長（大豆生田春美君） 菊池委員。

○委員（菊池久光君） もう一点なのですが、今度、栃木県主催のものと、また中核都市ですから、宇都宮

主催のもの、県内ですと研修が2パターンできると思うのですが、これは宇都宮市主催のものも大田原の方が受けられるという形の見解でよろしいでしょうか。

○委員長（大豆生田春美君） 保育課長。

○保育課長（遅沢典子君） そのように思っております。考えておりますので、今年はそういった案内はまだ来ていないのですけれども、これから研修はあるのではないかと考えております。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

これより、意見を行います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 隆君） 受講について、市内の支援員になる手前の方々は、受講をかなりの率で受けているということで伺ってはいるのですけれども、さらにもう少し、さらに残りの方も受けられるように、ぜひ、支援というか普及とか、これは徹底をお願いしたいと思います。

○委員長（大豆生田春美君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第89号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（大豆生田春美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第89号 大田原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

## ◎散 会

○委員長（大豆生田春美君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時30分 散会